

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本的な視点

(1)基本理念

本計画の上位計画にあたる「玖珠町第6次総合計画」の基本構想では、『次代を担う子どもとともに未来をつくるまち～住んでよかった童話の里～』を目指すまちの姿として設定し、その実現に向けた保健・福祉・人権分野における将来像として『健やかに自分らしく生きるまちづくり』を掲げています。

本計画においては、共通する概念として「健やかに自分らしく生きるまちづくり」を基本理念として設定し、地域住民やボランティア、NPO 法人、事業者、自治会、老人クラブなどの団体や福祉関係者などと連携・協力し、地域住民と行政の協働による本町ならではの地域福祉を目指します。

基本理念

健やかに自分らしく生きるまちづくり
～誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う～

(2)基本的な視点

地域福祉には、日頃からの緊急時への備えや健康づくり、主体的な社会参加等の家族を単位とした「自助」。住民同士で日頃の挨拶にはじまる良好な関係性づくりと地域における助け合い、支え合いによる「互助・共助」。町や県、国などの公的機関によるサービスの供給からなる「公助」。これらの3つがそれぞれバランスよく連動して福祉が巡っていくことが重要です。

そのため「健やかに自分らしく生きるまちづくり」の実現を支える基本的な視点（考え方）として、次のとおり「自助（住民一人ひとりの心がけ、取組）」「互助・共助（地域全体での取組）」「公助（行政の取組）」を掲げます。

基本的な視点	意味すること
自助 (住民一人ひとりの心がけ、取組)	住民一人ひとりや家族の自立であり、住民は福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域課題の解決に向けて自分や家族でできることを主体的に行うこと。
互助・共助 (地域全体での取組)	地域で生活する人や活動をしている人、地域の事業所など様々な人や組織が協力し、ともに地域の福祉課題の解決に向けて取り組み、地域全体の力、福祉力などをつけること。
公助 (行政の取組)	行政としての責任と役割を果たすとともに、住民の自立の支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。

(3)本計画で共通して取り組む事項

個人や家庭の抱える複合的な課題などへの包括的な支援を行っていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。

こうした中、地域共生社会の考え方が社会福祉法にも位置づけられ、地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制づくりや、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

以下の地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を踏まえ、本計画を策定します。

■地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

1	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
2	高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
3	制度の狭間の課題への対応の在り方
4	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
5	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
6	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
7	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
8	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
9	判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
10	高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
11	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
12	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
13	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
14	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
15	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
16	全庁的な体制整備

2 基本目標

(1) 基本目標

「基本理念」の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定し、住民と行政・関係機関が協力して取り組んでいきます。

【支え合い】

住み慣れた地域で支え合いがある暮らしの推進

【安全・安心】

互いに支え合える安全・安心な地域づくりの推進

【地域で活躍】

生きがいを持って社会に参加し活躍できる仕組みづくりの推進

(2) 基本的な取組の方向

3つの基本目標に到達するために、目標ごとに取り組む項目を「取組方向（重点方向）」として整理します。

基本目標Ⅰ 住み慣れた地域で支え合いがある暮らしの推進

国の経済の発展に伴い、地方から都市部への急速な人口や機能の集中が進み、地縁を基盤とした地域の共同体としての有様も変化してきました。

本町でも核家族化が進み、近隣同士の関係の希薄化や自治区などの地域の共同体としての基盤さえも危惧する意見が聞かれます。

そのような状況の中で、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、住民、団体、自治会、行政などが相互に連携し、可能な限り住みよい地域づくりをしていくことが不可欠となります。

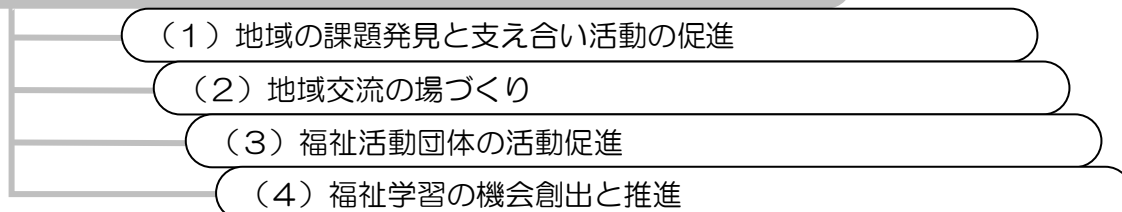
そのため、本町でも地域活動やイベント、講演会等の学習の機会や地域の居場所等といった交流の機会の充実を図ってきました。また、玖珠町社会福祉協議会でも地域住民同士が交流する場や機会が継続的に拡大するよう、サロンの開催などの住民運営による居場所づくりを支援し、地域のつながりが深まるような仕掛けづくりに取り組んできました。

また、町民アンケートの調査結果でも、「お互いに支え合い、助け合う関係について」は肯定的な回答も多く、住民にとっても地域による助け合いは必要であるという認識を持っていることがうかがえます。

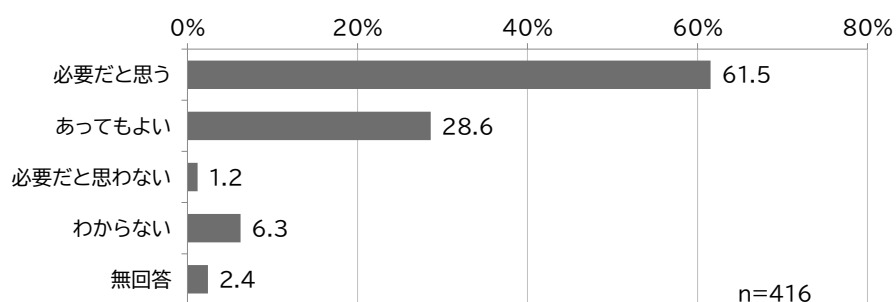
近年では全国的な新型コロナウイルス感染症流行の影響により、集いの場などの交流の機会を持つことが難しい状況が続いていましたが、本来、人と人が会い、顔の見える場を共有することは、健康づくりや介護予防、生きがいづくりの観点からも大切な行為であることから、今後も感染対策をとった場の開催や機会づくりに向けた検討と調整を行い、引き続き、これらを支える福祉活動団体の活動促進や人材の育成に取り組めます。

取組方向（重点方向）

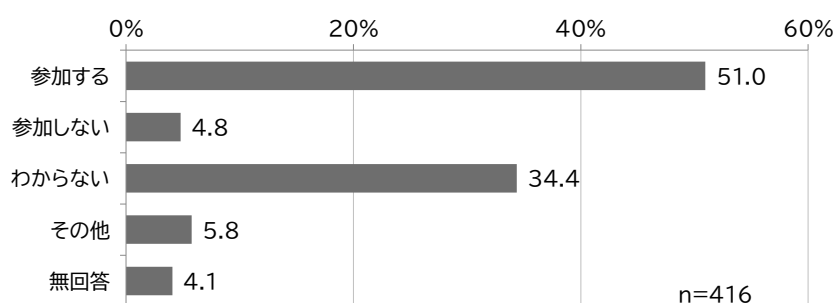
基本目標Ⅰ 住み慣れた地域で支え合いがある暮らしの推進



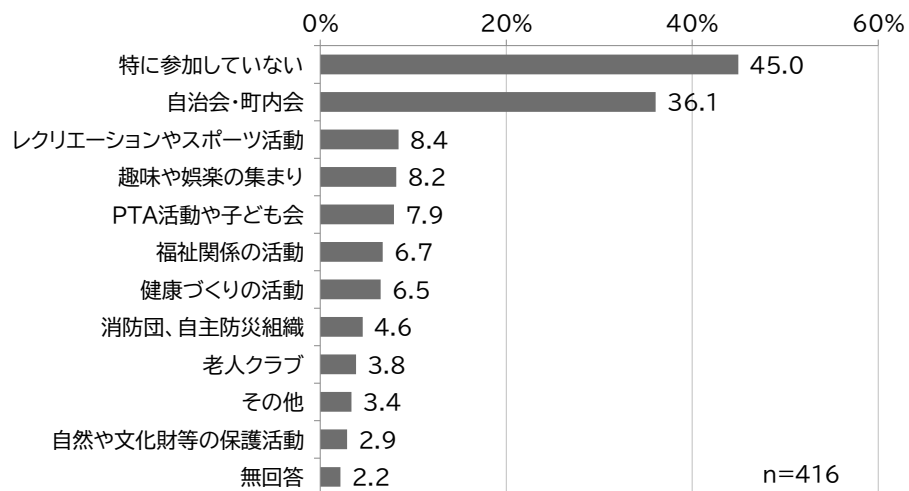
■お互いに支え合い、助け合う関係について



■支え合い、助け合いの活動の参加について



■地域活動、ボランティア活動の参加について



基本目標Ⅱ 互いに支え合える安全・安心な地域づくりの推進

全国で少子高齢化が進む中、生活環境やライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、地域での生活に不安を抱える人や地域で孤立する人が増えています。

本町でも地区による人口の格差などが見られ、隣近所との関わりが希薄化するなどの声が上がってきています。しかし、このような状況下であるからこそ、地域の力や結びつきが重要であり、助け合い支え合いがより一層必要となります。

町民アンケートの調査結果を見ても、「災害発生時に備えて地域や町・社会福祉協議会が、取り組むべきこと」については「地域・近所での協力体制づくり」が上位になるなど、地域による助け合い支え合いが必要であると認識している様子が見られます。

そのため、本町では地域における避難行動要支援者に対する避難支援の方策をはじめ、日頃の見守り方策などの構築に努めてきたほか、情報の適切で十分な提供とともに、防犯対策の充実、相談体制の整備・充実、権利擁護体制の充実など安心した生活につながる対策も推進してきました。

特に相談体制については、複雑な課題を抱えている場合も多いことから、子どもや高齢者、障がいのある人などにかかわらず、福祉の分野を横断的に捉え、各相談窓口や地域の身近な相談先において、相談内容に応じた適切な対応に努めるとともに、スムーズに関係する庁内担当課や専門機関等へつなげる相談支援体制を整えた重層的な支援体制を構築・整備していきます。

また、住居や経済支援など、福祉分野を超えたいかなる悩みや不安に対しても、柔軟に対応できる連携体制のさらなる強化に取り組みます。

取組方向（重点方向）

基本目標Ⅱ 互いに支え合える安全・安心な地域づくりの推進

(1) 地域での防災対策の体制整備

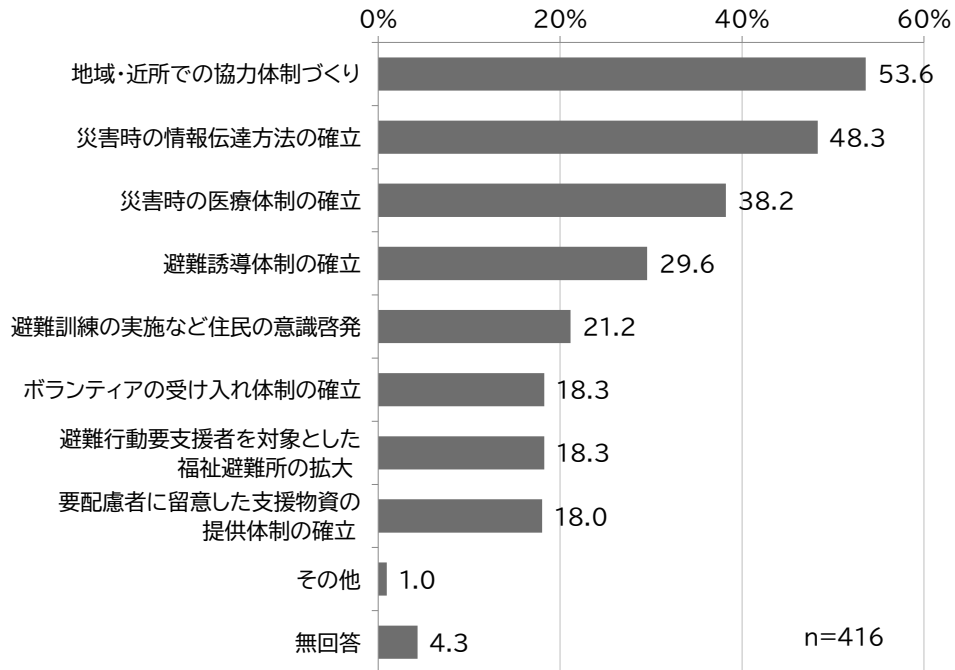
(2) 安全に暮らすための防犯対策の充実

(3) 横断的相談体制の整備・拡充

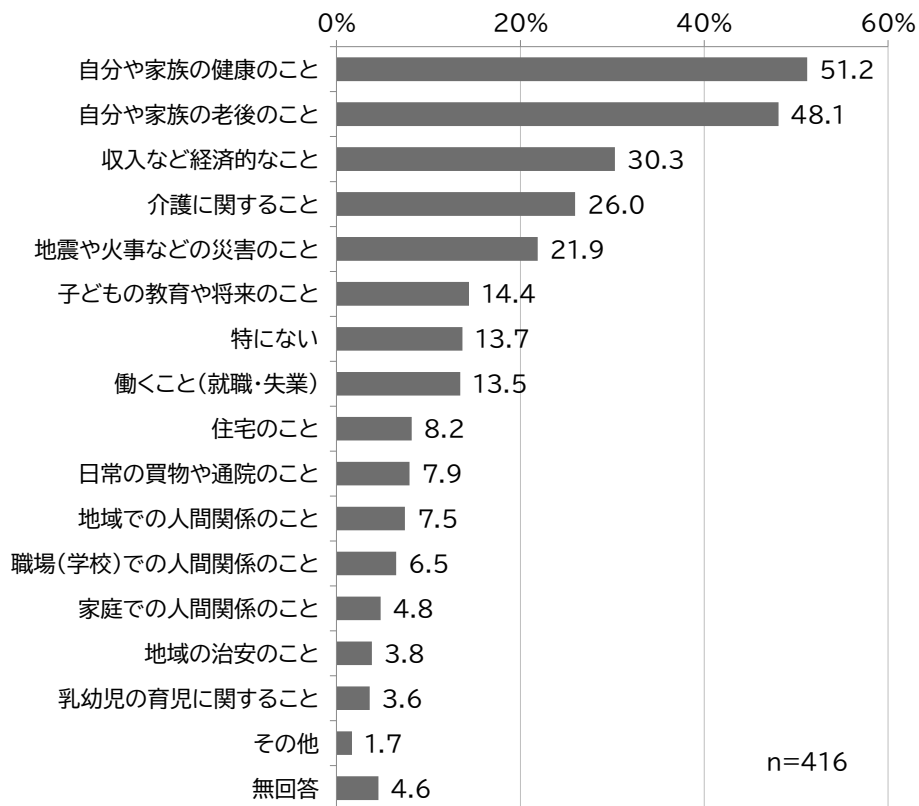
(4) 情報提供の充実

(5) 権利擁護体制の充実

■災害発生時に備えて、地域や町・社会福祉協議会が、取り組むべきこと



■現在の生活で悩みや不安を感じていること



基本目標Ⅲ 生きがいを持って社会に参加し活躍できる仕組みづくりの推進

地域福祉を推進するにあたっては、誰もが地域の一員として社会福祉に関わること、参加することで大きな意義を持ち、高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど生きづらさを感じている人たちが社会から孤立することなく、自分らしく暮らせる社会を目指すことが地域共生社会への一歩となります。

そのため、地域や社会の活動に参加できる活躍の場と機会の創出などが必要であると同時に、その担い手の確保も必要となります。

しかし、実際には町民アンケートの調査結果を見ても、多くの場合「仕事などで忙しく、時間がとれない」といった理由で、多くの方がボランティア活動に参加することが難しい状況です。

また、「参加したくても移動手段がない」といった意見もあり、誰もが気軽に利用できる交通機関、移動手段の確保が重要となっています。

そのため、地域住民が地域福祉活動に参加できるよう、住民一人ひとりが、地域を支える担い手として活躍できる場を構築し、住民活動の支援をしていきます。

さらに、地域の人材発掘と活躍の場の推進に加え、物や心のバリアフリー化などによるノーマライゼーションの推進や福祉有償サービスなどによる移動手段についても取り組みます。

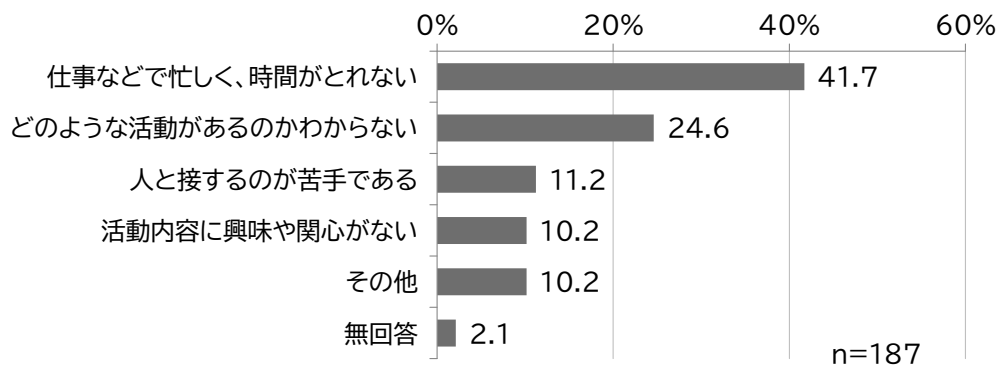
取組方向（重点方向）

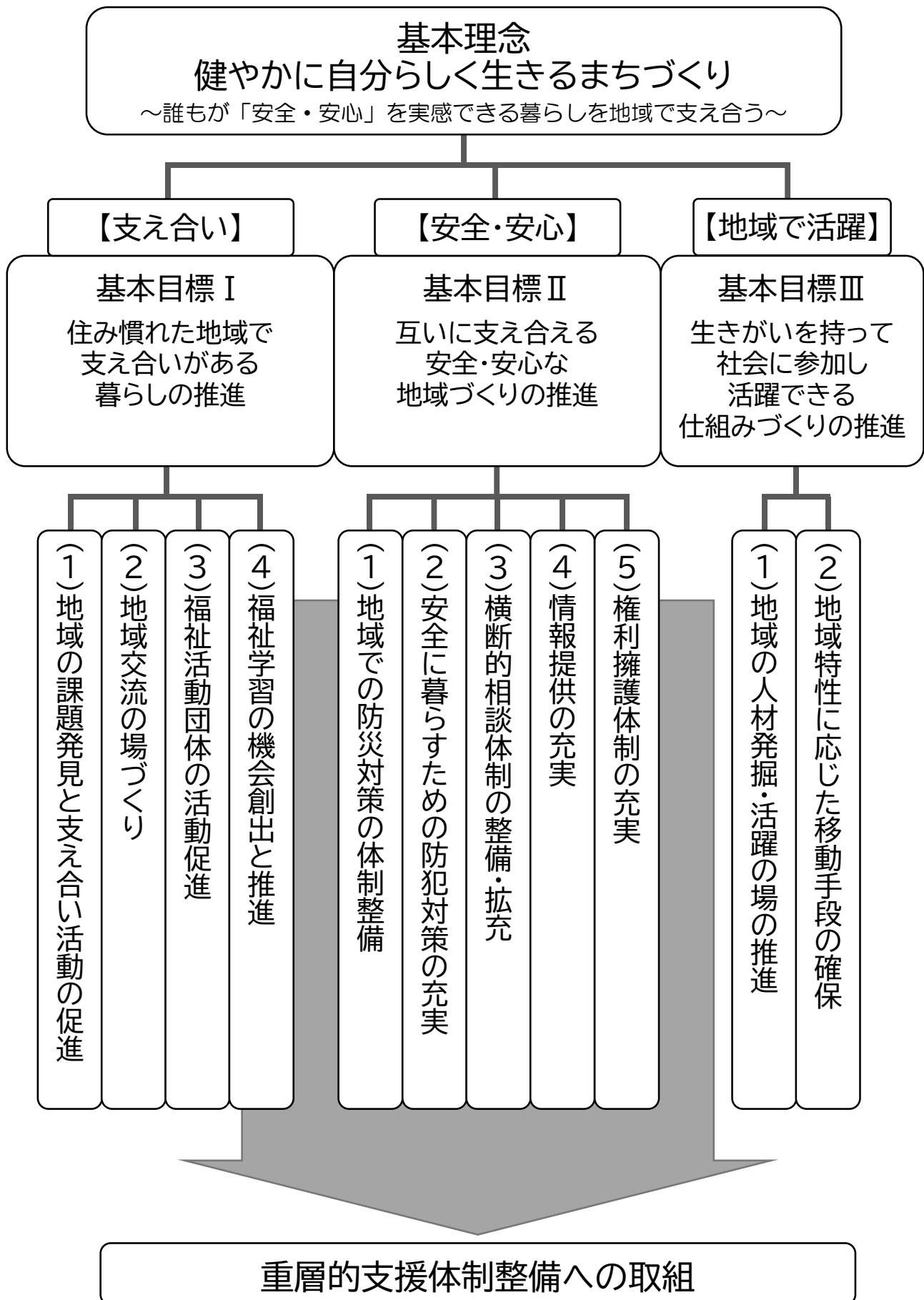
基本目標Ⅲ 生きがいを持って社会に参加し活躍できる仕組みづくりの推進

(1) 地域の人材発掘・活躍の場の推進

(2) 地域特性に応じた移動手段の確保

■ ボランティア活動に参加されない理由





4 地域福祉圏域

地域には、近所で生活する住民でなければ気づかない課題や、地域の団体が主体となって取り組むことが適切な課題、または行政が主体となって対応すべき課題など、様々な課題が潜在します。また、市街地や中山間地域など、地域の状況によって潜在する課題や取り組むべき地域福祉活動も異なります。

地域福祉活動により効果的に取り組むためには、『各圏域内において、コミュニケーションが成り立っている』、『各圏域間が重層的に連携している』ことが重要になります。

このような社会的ネットワークが構築された地域福祉圏域のもとで、地域福祉に取り組む主体と総括する主体が連動していく必要があります。

